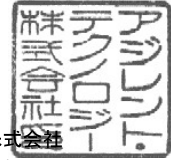


該非判定書

～輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定～
(2018年1月22日施行政省令等対応)

2018年10月3日

アジレント・テクノロジー株式会社
東京都八王子市高倉町9-1
安全保障貿易管理室 発行



下記の弊社販売又は取扱製品について輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。
尚、弊社におきましては、コンプライアンスプログラム(輸出関連法規遵守規程)を作成し社内の管理に徹底を期しております。

型名	オプション	製品名
G1956-64106	-	LC/MS System SL
製品概要	Agilent single Q LC/MS システムG1956BあるいはG2908BAの本体でターボポンプを内蔵します	
判定結果	非該当	
理由	下記「2. 原子力」をご参照ください。	

2. 原子力

輸出令第2項		貨物等省令第1条		項目別判定	理由
項番	項目	項番	項目	該当/非該当	
輸出令 第2項 (32)	核燃料物質 の分析に用 いられる質量 分析計又はイ オン源	貨物等省令 第1条 第三十七号	質量分析計であって、原子質量単位で表した質量が230以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が2未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからホまでのいずれかに該当するもの(へに該当するものを除く。)又は当該質量分析計に用いることができるイオン源	非該当	測定範囲 >230 かつ原子質量の差が2未満のイオンを区別できますが、イ〜へのいずれも該当しません。本体にはイオン源を含みません。また、内蔵のターボ型真空ポンプを搭載していますがいずれも輸出令 2(35)、3(2)9 に非該当です。
		イ	誘導結合プラズマを用いたもの	非該当	用いていません。
		ロ	グロー放電を用いたもの	非該当	用いていません。
		ハ	熱電離を用いたもの	非該当	用いていません。
		ニ	ニ 分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの	非該当	該当しません
		(一)	電子ビームを用いて分子がイオン化されるイオン源領域に、分析される物質の分子の平行ビームを照射する装置を有するもの		該当しません
		(二)	分析される物質の分子の平行ビーム中の電子ビームを用いてイオン化されない分子を捕捉するため、零下80度以下の温度となることが		該当しません
		ホ	アクチニド又はそのふっ化物のイオン化用に設計したイオン源を有するもの	非該当	該当しません
			次の(一)から(五)までの全てに該当するもの	非該当	該当しません
		(一)	原子質量単位で表した質量が320以上のイオンを測定することができるものであって、原子質量単位での分解能が320を超えるもの		可能です。
		(二)	イオン源が、ニッケル、ニッケルの含有量が全重量の60パーセント以上のニッケル銅合金又はニッケルクロム合金で作られた又はこれらの		該当しません
		(三)	分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの		該当しません
		(四)	同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの		該当しません
		(五)	六ふっ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるように設計したもの		該当しません
				判定	非該当

ノート:項番ごとの判定で上位にて該当/非該当が決定される場合には下位の条文は省略しております。また、当該品の対象でない項番の条文も省略しております。

米国再輸出規制(EAR)判定:ECCN

3A999.B



Agilent Technologies